2　苦情申立て後の流れ

＝申立人
＝オンブズマン事務局
＝市の担当部署
苦情申立て
書面で申立て
（匿名では申立てできません）
持参・郵送・FAX・HP・E メール
受　　付
事務所窓口
希望者される方
オンブズマン
と面談
面談室
調査開始の通知
オンブズマンが調査できない場合は理由をつけて通知します
市の担当部署等を調査
オンブズマンの判断
調査結果を通知
オンブズマンが必要と認めるとき
通知書
通知書
勧告・意見表明
勧告・意見表明の内容は公表します。
市の担当部署
必要に応じて
フォローアップ調査
（改善状況等の調査）
申　立　人
市からの
改善状況報告